職員団体の登録等に関する規則

昭和41年９月10日

人事委員会規則第18号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第８条第５項及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年香川県条例第31号。以下「条例」という。）第７条の規定に基づき、職員団体の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書等）

第２条　条例第２条第１項の申請書は、職員団体登録申請書（第１号様式）によるものとする。

２　条例第２条第２項第１号に掲げる書類は、重要な行為の決定に関する証明書（第２号様式）によるものとする。

３　条例第２条第２項第２号に掲げる書類は、職員団体の組織に関する証明書（第３号様式）によるものとする。

（職員団体登録簿）

第３条　条例第３条の職員団体登録簿は、第４号様式によるものとする。

（規約等の変更又は解散の届出書等）

第４条　条例第５条第１項の届出書は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(１)　規約又は条例第２条第１項の申請書の記載事項の変更の届出　職員団体登録事項変更届出書（第５号様式）

(２)　解散の届出　職員団体解散届出書（第６号様式）

２　条例第５条第２項に規定する書類は、重要な行為の決定に関する証明書（第２号様式）によるものとする。

（法人となる旨の申出）

第５条　法第53条の規定により登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第３条第１項の規定により法人となる旨の申出をする場合には、その代表者を通じて、法人となる旨の申出書（第７号様式）を人事委員会に提出しなければならない。

２　人事委員会は、前項の申出を受理したときは、速やかに、その旨を当該職員団体に通知するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年３月26日人事委員会規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月30日人事委員会規則第７号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成20年11月14日人事委員会規則第13号）

この規則は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（令和３年７月15日人事委員会規則第16号）

１　この規則は、令和３年９月１日から施行する。

２　改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。